

令和3年1月

各位

東京都台東区浅草橋1-3-14
東京文具工業健康保険組合

**令和3年1月7日からの大雪による
災害にかかる災害救助法の適用について**

令和3年1月7日からの大雪による災害により、被害にあわれた被保険者及び被扶養者、並びに事業所の皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、下記の災害救助法適用地域にお住まいで、被災された被保険者及び被扶養者の方々につきましては、次の支援措置を行いますのでお知らせいたします。

【災害救助法適用地域】

秋田県 横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、
雄勝郡東成瀬村

新潟県 長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市

富山県 砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市

福井県 福井市、あわら市、坂井市、大野市、勝山市

1.健康保険被保険者証（保険証）の提示ができないとき

被災して被保険者証を紛失・消失し、あるいは家に残したまま避難しているため医療機関等の窓口で保険証が提示できない場合でも、次の事項を申告すれば受診できます。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 連絡先（電話番号等）
- (4) 勤務する事業所名

2.健康保険被保険者証（保険証）の再交付

保険証を紛失し、再交付が必要となった場合は、勤務する事業所にご連絡いただくようお願いします。当組合では速やかに被保険者証を再発行いたします。

※この手続きは通常事業主を経由して行っていますが、困難な場合は当組合まで直接ご連絡ください。

3. 保険料の納付期限の延長および納付猶予について

今回の災害により被災した任意継続被保険者の方に対しまして、その被害状況に応じて、保険料の納付期限の延長および納付猶予をいたします。

※ご不明な点等がございましたら、東京文具工業健康保険組合までお問い合わせください。

なお、災害救助法適用地域の最新情報は、「[内閣府 防災情報のページ](#)」でご確認いただけます。

【お問い合わせ先】

電話：03-3866-8141